11. 港湾運送事業料金表

1）港湾荷役料金表

（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く）

（平成12年11月１日届出・実施）
（平成26年４月１日実施）

Ⅰ．適用範囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受けた場合又は、異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受の場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方

１．基本料金　　（１トンにつき　単位円）

品目					金額	
					接岸本船←→上屋・野積場内	接岸本船←→上屋・野積場前
ユニタイズ貨物等	コンテナ	実入			1,193	1,066
		空			1,014	905
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング				2,305	2,112
	ノックダウン自動車 完成車（重量５トン未満かつ容積20トン未満のもの）				1,803	1,653
	完成車（重量５トン以上又は容積20トン以上のもの）				2,524	2,298
包装品	袋物				3,156	2,883
	ベール物				3,071	2,802
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類（１個当り５トン未満のもの）			3,460	3,183
		機械類（１個当り５トン以上のもの）			2,524	2,298
		青果類			2,594	2,355
		冷凍品・冷蔵品			——	5,006
有姿貨物	タイヤ				2,378	2,199
	巻取紙（内地産）				1,908	1,706
	木材	岸壁揚のもの	原木	米国材 南洋材	1,739	1,563
				北洋材	2,361	2,188
			製材		1,870	1,689
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）				2,803	2,520
	鋼材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）			2,700	2,467
		鋼管（口径12インチ以上のもの） コイル			2,297	2,100
	石材				2,751	2,556
撒貨物	小麦 肥料原料 鉱礦石（粉）				1,861	1,667
	鉱礦石（塊） 特殊鉱礦石				2,578	2,347
	砂糖				2,493	2,312

（１）作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①「接岸本船内←→上屋・野積場内」の場合

（揚荷）　接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

（積荷）　上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

②「接岸本船内←→上屋・野積場前」の場合

（揚荷）　接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業

（積荷）　上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

（２）料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

２．割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　　別	内　　容	割　増　率
半　夜　荷　役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の６割増
土　曜　日　荷　役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）における荷役	基本料金の６割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

３．割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

（１）大口数量割引

委託者からの１荷役の引受において、同一貨物の量が

①　1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の５％

②　3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の７％

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

（２）長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の５％に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

①　３ヶ月以上の長期契約があること

②　１ヶ月間に２回以上の反復継続の引受があること

③　１回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

４．待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

（１口１時間につき　単位円）

1口の作業構成員数による区分 昼夜区分	15人以下 (12人)	16人～22人 (19人)	23人～29人 (26人)	30人～36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼　　間 (８時30分から16時30分まで)	54,530	84,930	115,350	145,780	171,680
半　　夜 (16時30分から21時30分まで)	84,830	132,110	179,440	226,770	267,060

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては８時30分、半夜荷役にあっては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては８時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

５．最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

（１口につき　単位円）

１口の作業構成員数による区分 昼夜区分	15人以下 （12人）	16人～22人 （19人）	23人～29人 （26人）	30人～36人 （33人）	37人以上 （40人）
昼　　間 （８時30分から16時30分まで）	432,600	673,780	915,110	1,156,520	1,362,000
半　　夜 （16時30分から21時30分まで）	432,600	673,780	915,110	1,156,520	1,362,000

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

（１）荷役手配の取消の場合

①　昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降２時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

②　半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

（２）半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、小量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

６．分担金等

区　　分	金　　額
(1)　港湾福利分担金	各貨物（一律）１トンにつき　８円
(2)　港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）１トンにつき　３円
(3)　労働安定基金	各貨物（一律）１トンにつき　７円

７．消費税及び地方消費税の加算

（１）運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

（２）上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは、１円単位に四捨五入します。

８．料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって１トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は１個当たり32トン、40フィート型は１個当た

り48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

又、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9．その他

（1）本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。

（2）特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

（3）委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

（4）本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

２）港湾荷役料金表（船内荷役料金）

（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く）

（平成12年11月１日届出・実施）
（平成26年４月１日実施）

Ⅰ．適用範囲

この港湾荷役料金（船内荷役料金）は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方

１．基本料金　　（１トンにつき　単位円）

品目					金額
ユニタイズ貨物等	コンテナ	実入			586
		空			498
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング				1,412
	ノックダウン自動車 完成車（重量５トン未満かつ容積20トン未満のもの）				1,110
	完成車（重量５トン以上又は容積20トン以上のもの）				1,465
包装品	袋物				1,885
	ベール物				1,813
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類（１個当り５トン未満のもの）			2,185
		機械類（１個当り５トン以上のもの）			1,465
		青果類			1,469
		冷凍品・冷蔵品			3,713
有姿貨物	タイヤ				1,561
	巻取紙（内地産）				949
	木材	水落としのもの	原木		639
		岸壁揚のもの	原木	米国材 南洋材	902
				北洋材	1,574
			製材		1,019
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）				1,466
	鋼材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）			1,619
		鋼管（口径12インチ以上のもの） コイル			1,378
	石材				1,868
撒貨物	小麦 肥料原料 鉱礦石（粉）				938
	鉱礦石（塊） 特殊鉱礦石				1,496
	砂糖				1,674

（１）作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①　揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸し、フックをはずすまでの作業。

②　積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積込むまでの作業。

（２）料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

２．割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　　別	内　　容	割　増　率
半　夜　荷　役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の６割増
土　曜　日　荷　役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）における荷役	基本料金の６割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

３．割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

（１）大口数量割引

委託者からの１荷役の引受において、同一貨物の量が

①　1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の５％

②　3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の７％

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

（２）長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の５％に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

①　３ヶ月以上の長期契約があること

②　１ヶ月間に２回以上の反復継続の引受があること

③　１回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

４．待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

（１口１時間につき　単位円）

昼夜区分＼１口の作業構成員数による区分	９人以下（7.5人）	10人～13人（11.5人）	14人～17人（15.5人）	18人～21人（19.5人）	22人以上（22.5人）
昼　　間（８時30分から16時30分まで）	34,030	52,170	70,300	88,440	102,060
半　　夜（16時30分から21時30分まで）	52,940	81,150	109,360	137,570	158,760

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては８時30分、半夜荷役にあっては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては８時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

５．最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

（１口につき　単位円）

昼夜区分＼１口の作業構成員数による区分	９人以下（7.5人）	10人～13人（11.5人）	14人～17人（15.5人）	18人～21人（19.5人）	22人以上（22.5人）
昼　　間（８時30分から16時30分まで）	269,970	413,880	557,710	701,620	809,680
半　　夜（16時30分から21時30分まで）	269,970	413,880	557,710	701,620	809,680

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

（１）荷役手配の取消の場合

①　昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降２時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

②　半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

（２）半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、小量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

６．分担金等

区　　分	金　　額
(1)　港湾福利分担金	各貨物（一律）１トンにつき　４円
(2)　港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）１トンにつき　１円50銭
(3)　労働安定基金	各貨物（一律）１トンにつき　３円50銭

７．消費税及び地方消費税の加算

（１）運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

（２）上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは、１円単位に四捨五入します。

８．料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって１トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は１個当たり32トン、40フィート型は１個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

又、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

９．その他

（１）特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

（２）委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

（３）本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

船内荷役に係る別掲料金表

１．ハッチ蓋、ビーム開閉作業手伝料金（１碇泊、１船艙につき）

（単位：円）

区　　分	昼　　間	夜　　間
2,000Ｇ／Ｔ未満	5,950	8,370
2,000～4,000Ｇ／Ｔ	8,960	12,540
4,001～6,000Ｇ／Ｔ	14,940	20,950
6,001Ｇ／Ｔ以上の一般貨物船	29,940	41,950
外航撒貨物船	35,960	50,330
スチール・ハッチ装備船（自動開閉式に限る）の中蓋開閉作業を行った場合	5,950	8,370

備考

（１）碇泊中船長の命令、天候、その他の事由で中間時に当該作業を行った場合は、実作業時間に対し船内荷役料金４項の待機料金相当額を申し受けます。

（２）特殊船倉（ディープタンク、冷蔵庫等）の当該作業は、実作業時間に対し船内荷役料金４項の待機料金相当額を申し受けます。

（３）本作業が昼夜間に分れた場合は、それぞれの料金の半額を合算して申し受けます。

２．スタンバイ・ギア手伝料金（１碇泊、１船艙、１セットにつき）

（単位：円）

区　　分	昼　　間	夜　　間
デリックの上下及びトリミング	39,800	59,500
トリミング	23,670	35,210

備考

（１）１セットの意味はデリック、ウインチ等ギヤーの一組をいう。

（２）デリックの上下及びトリミングとは、荷役開始時にデリックが降りたままになっている状態から 1st Sling が通過可能の状態となるまでのギヤーを準備した場合をいう。

（３）トリミングとはデリックが、Set up されている状態から 1st Sling が通過可能の状態となるまでのギヤーを準備した場合をいう。

（４）中間時のギヤーの段取替えやトリミング（デリックの上下を伴う）については、上記料金を支払った上は回数に関係なく無料となる。

（５）昼間、夜間の区分は最初に本作業に取りかかった時刻を基準とする。

3．エキストラ・レバー料金（1 人につき）　　（単位：円）

昼間（08：30～16：30）	32,010 標準
半夜（16：30～21：30）	32,010 標準
後夜（21：30～04：30）	36,510 標準

備考

手配取消の場合、手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降作業開始時間（当日８時30分）１時間前までに取消の場合は本料金の６割、それ以降取消の場合は10割とします。

4．｛カーペンター料金
　｛ラッシャー料金

船積貨物固定、区画料金表を適用します。

5．スーパー・バイザー料金（１人につき）　　（単位：円）

昼間（08：30～16：30）	37,670 標準
半夜（16：30～21：30）	37,670 標準
後夜（21：30～04：30）	42,950 標準

備考

特別の業務に従事した場合に限り適用します。

6．最低料金　　（単位：円）

区　　分		９人以下 （7.5 人）	10人～13人 （11.5 人）	14人～17人 （15.5 人）	18人～21人 （19.5 人）	22人以上 （22.5 人）
後夜	21：30～04：30	255,310	391,490	527,680	663,860	765,980

備考

本料金は、基本料金と待機料金及び割増料金の合算額が上記金額に満たない場合に適用します。

7．荷繰作業料金

作　業　形　態	料　金　内　容
同一船艙内における作業の場合	船内荷役料金
他船艙への作業の場合	船内荷役料金＋船内荷役料金
はしけ使用による作業の場合	船内荷役料金＋はしけ運送料金＋船内荷役料金
岸壁利用による作業の場合	船内荷役料金＋沿岸荷役料金＋船内荷役料金

本料金には、それぞれの作業形態の場合に応じて、港湾荷役料金（船内荷役料金）・（沿岸荷役料金）、はしけ運送料金に係る所定の割増料金等を適用します。

８．本船直移し作業料金

作　業　形　態	区　　分	料　金　内　容
甲本船から乙本船への直移しの作業	両船とも500総トン以上の船舶である場合	船内荷役料金＋船内荷役料金
	いずれか一方が500総トン未満の船舶である場合	船内荷役料金＋（船内荷役料金×$\frac{1}{2}$）

本料金には、港湾荷役料金（船内荷役料金）に係る所定の割増料金等を適用します。

９．後夜荷役割増料金（21：30以降）

13割とします。

10．日曜日、祝祭日荷役割増

日曜日、祝祭日に荷役した際は、諸料金（待機料金、最低料金）及び別掲料金の各項料金についても夫々10割とします。

11．土曜日荷役割増

土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）における荷役については、６割増とします。

12．消費税及び地方消費税の加算

（１）運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。

（２）上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは、１円単位に四捨五入します。

（３）免税となる取引には適用しません。

作業構成員数（標準）の区分

待機料金、最低料金に関する作業構成員数の区分別該当品目は下表のとおりとします。

作　業　構　成　員　数	品　　目
９人以下 （7.5人）	北洋材（水落し・岸壁揚共）、南洋材（水落し・岸壁揚共）、米国材（岸壁揚）、撒貨物（バケット取り）
10人～13人 （11.5人）	パレタイズ貨物、バンパック、プレスリング、バッグコンテナ、コンテナ、ノックダウン自動車、鋼材、角材（水落し・岸壁揚共）、自動車（ロールオン船を除く）
14人～17人 （15.5人）	雑貨、化学品、非鉄原料、機械類（５トン未満・５トン以上共）、巻取紙、タイヤ、石材、撒貨物（もっこ取り、さらえ）
18人～21人 （19.5人）	袋物、銑鉄、地金、ベール物
22人以上 （22.5人）	青果、冷凍品、冷蔵品

3）港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）

（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く）

（平成12年11月１日届出・実施）

（平成26年４月１日実施）

Ⅰ．適用範囲

この港湾荷役料金（沿岸荷役料金）は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方

１．基本料金

接岸本船船側・はしけ内⟷上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

（１トンにつき　単位円）

品目				金額		
				接岸本船船側･はしけ内 ⟷ 上屋・野積場内	接岸本船船側・はしけ内 ⟷ 上屋・野積場前	
ユニタイズ貨物等	コンテナ	実入		670	536	
		空		569	455	
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング			1,014	811	
	ノックダウン自動車 完成車（重量５トン未満かつ容積20トン未満のもの）			788	630	
	完成車（重量５トン以上又は容積20トン以上のもの）			1,192	954	
包装品	袋物			1,437	1,150	
	ベール物			1,420	1,136	
	カートン ケース クレート	雑貨類･機械類（１個当り５トン未満のもの）		1,457	1,166	
		機械類（１個当り５トン以上のもの）		1,192	954	
		青果類		1,262	1,010	
		冷凍品・冷蔵品		——	1,556	
有姿貨物	タイヤ			942	754	
	巻取紙（内地産）			1,059	847	
	木材	岸壁揚のもの	原木	米国材 南洋材	929	743
				北洋材	911	729
			製材		949	759
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）				1,484	1,187
	鋼材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）			1,223	978
		鋼管（口径12インチ以上のもの） コイル			1,040	832
	石材				1,028	822
撒貨物	小麦 肥料原料 鉱礦石（粉）				1,021	817
	鉱礦石（塊） 特殊鉱礦石				1,218	974
	砂糖				950	760

（1）作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①「接岸本船船側・はしけ内⟷上屋・野積場内」の場合

（イ）接岸本船船側⟷上屋・野積場内の場合

（揚荷）　本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

（積荷）　上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

（ロ）はしけ内⟷上屋・野積場内の場合

（揚荷）　はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

（積荷）　上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまで作業。

②「接岸本船船側・はしけ内⟷上屋・野積場前」の場合

（イ）接岸本船船側⟷上屋・野積場前の場合

（揚荷）　本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

（積荷）　上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。

（ロ）はしけ内⟷上屋・野積場前の場合

（揚荷）　はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

（積荷）　上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまで作業。

（2）料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2．割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　　別	内　　容	割　増　率
半　夜　荷　役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の６割増
土　曜　日　荷　役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）における荷役	基本料金の６割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

３．割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

（１）大口数量割引

委託者からの１荷役の引受において、同一貨物の量が

①　1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の５％

②　3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の７％

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

（２）長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の５％に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

①　３ヶ月以上の長期契約があること

②　１ヶ月間に２回以上の反復継続の引受があること

③　１回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

４．待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

（１口１時間につき　単位円）

１口の作業構成員数による区分 昼夜区分	４人～６人 （５人）	７人～９人 （８人）	10人～12人 （11人）	13人～15人 （14人）	16人～18人 （17人）	19人～21人 （20人）
昼　　間 （８時30分から16時30分まで）	20,500	32,760	45,050	57,340	69,620	81,920
半　　夜 （16時30分から21時30分まで）	31,890	50,960	70,080	89,200	108,300	127,430

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては８時30分、半夜荷役にあっては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては８時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

５．最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

（１口につき　単位円）

昼夜区分＼１口の作業構成員数による区分	４人～６人（５人）	７人～９人（８人）	10人～12人（11人）	13人～15人（14人）	16人～18人（17人）	19人～21人（20人）
昼　　間（８時30分から16時30分まで）	162,630	259,900	357,400	454,900	552,320	649,900
半　　夜（16時30分から21時30分まで）	162,630	259,900	357,400	454,900	552,320	649,900

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

（１）荷役手配の取消の場合

①　昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降２時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

②　半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

（２）半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、小量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

６．上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

（１）上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。

（２）コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフレートステーションを含む）に拼付けるまでの作業。

（１トンにつき　単位円）

袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	2,473
雑貨類・機械類（１個当たり５トン未満のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	2,217
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類（１個当り５トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	1,986

７．看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の３割とします。
ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

８．仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の３割とします。

９．はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の８割とします。

10．上屋保管料金

（１）本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。

（２）本料金表に記載のない貨物については、類似した保管内容（坪当りの収容トン数）の料金を適用します。

（３）本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

（１日１トンにつき　単位円）

区分 / 貨物分類	私設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ（野積場）	13	9
繊維原料類	57	43
青果	57	43
窯製品	68	57
その他の貨物	100	81

（注）１．公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。
２．コンテナについては、野積場置きの料金とします。
３．定温保管を要する貨物については、本料金の８割増、又、くん蒸を要する貨物については、本料金の２割増とします。

11．分担金等

区分	金額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）１トンにつき　４円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）１トンにつき　１円50銭
(3) 労働安定基金	各貨物（一律）１トンにつき　３円50銭

12．消費税及び地方消費税の加算

（１）運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。

（２）上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは、１円単位に四捨五入します。

13. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって１トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は１個当たり32トン、40フィート型は１個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

又、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

14. その他

（１）特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

（２）委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

（３）本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

沿岸荷役に係る別掲料金表

１．上屋山側入出料金

上屋、野積場山側入れ又は出し料金の作業範囲は次の通りとします。

車側←――→上屋、野積場内

（入）　車側にある貨物の上屋、野積場内までの移送及び拼付するまでの作業

（出）　貨物の上屋、野積場内からの搬出及び車側までの移送作業

一　般　貨　物	上屋内料金の８割
徹　　貨　　物	上屋内料金の３割

ただし、徹貨物であっても上屋内に蔵置することが原則である貨物及び屑鉄類撤は一般貨物の料金を適用します。

２．トラック積卸手伝料金

本料金は、沿岸荷役料金の作業範囲Ⅱ－１－(1)及び前項１に先行又は後続して行われる車積、車卸作業に適用します。

上屋内料金の４割とします。

３．エキストラ・レバー料金（１人１日につき）

船内別掲料金と同じ。

４．委託者の都合によりトラッククレーン等の手配を取消し、又は待機させた場合は、別途実費を申し受けます。

（備考）前項の１．２．の料金に対しては沿岸荷役料金表の「２．割増料金」「３．割引料金」「４．待機料金」「５．最低料金」「６．上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金」「７．看貫作業料金」「８．仕訳作業料金」「９．はい替作業料金」「10．上屋保管料金」及び料金の適用方の規定を準用します。

4）港湾荷役料金表（総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金）

（平成 12 年 11 月 1 日届出・実施）
（平成 26 年 4 月 1 日実施）

Ⅰ．適用範囲

この港湾荷役料金（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金）は、

（１）総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船の本船内⟷上屋･野積場内又は、戸前迄の荷役

（２）総トン数500トン未満の小型船の本船内⟷上屋･野積場内又は、戸前迄の荷役に適用します。

ただし、(1)及び(2)に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金（船内荷役料金）又は、港湾荷役料金（沿岸荷役料金）を適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方

１．基本料金

（１）総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内⟷上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

（１トンにつき　単位円）

品目					金額	
					本船内⟷上屋･野積場内	本船内⟷上屋･野積場前
ユニタイズ貨物等	コンテナ	実入			785	728
		空			666	618
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング				1,891	1,754
	ノックダウン自動車 完成車（重量５トン未満かつ容積20トン未満のもの）				1,481	1,374
	完成車（重量５トン以上又は容積20トン以上のもの）				2,058	1,895
包装品	袋物				2,582	2,386
	ベール物				2,510	2,316
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類（１個当り５トン未満のもの）			2,851	2,652
		機械類（１個当り５トン以上のもの）			2,058	1,895
		青果類			2,109	1,937
		冷凍品・冷蔵品			——	4,218
有姿貨物	タイヤ				1,968	1,840
	巻取紙（内地産）				1,259	1,169
	木材	岸壁揚のもの	原木	米国材 南洋材	1,400	1,274
				北洋材	1,959	1,834
			製材		1,513	1,384
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）				2,258	2,056
	鋼材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）			1,898	1,795
		鋼管（口径12インチ以上のもの） コイル			1,614	1,526
	石材				2,290	2,150
撒貨物	小麦 肥料原料 鉱礦石（粉）				1,494	1,356
	鉱礦石（塊） 特殊鉱礦石				2,103	1,937
	砂糖				2,070	1,941

（２）総トン数500トン未満の小型船内←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

（１トンにつき　単位円）

品目					金額	
					本船内←→上屋・野積場内	本船内←→上屋・野積場前
ユニタイズ貨物等	コンテナ	実入			781	625
		空			663	530
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング				1,182	945
	ノックダウン自動車 完成車（重量５トン未満かつ容積20トン未満のもの）				918	735
	完成車（重量５トン以上又は容積20トン以上のもの）				1,388	1,110
包装品	袋物				1,674	1,339
	ベール物				1,655	1,323
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類（１個当り５トン未満のもの）			1,698	1,359
		機械類（１個当り５トン以上のもの）			1,388	1,110
		青果類			1,470	1,177
		冷凍品・冷蔵品			——	1,812
有姿貨物	タイヤ				1,097	878
	巻取紙（内地産）				1,234	987
	木材	岸壁揚のもの	原木	米国材 南洋材	1,082	866
				北洋材	1,061	849
			製材		1,105	884
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）				1,729	1,383
	鋼材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）			1,425	1,140
		鋼管（口径12インチ以上のもの） コイル			1,212	970
	石材				1,197	958
撒貨物	小麦 肥料原料 鉱礦石（粉）				1,190	952
	鉱礦石（塊） 特殊鉱礦石				1,420	1,136
	砂糖				1,106	885

（３）作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①「本船内←→上屋・野積場内」の場合

（揚荷）　本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

（積荷）　上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

②「本船内←→上屋・野積場前」の場合

（揚荷）　本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

（積荷）　上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

（4）料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2．割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　　別	内　　容	割　増　率
半　夜　荷　役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の６割増
土　曜　日　荷　役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）における荷役	基本料金の６割増
日曜日･祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3．割引料金

大口数量割引料金は、次のとおりとします。

委託者からの１荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から５％を割引ます。

4．分担金等

（1）総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内

←――→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区　　分	金　　額
(1)　港湾福利分担金	各貨物（一律）１トンにつき　８円
(2)　港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）１トンにつき　３円
(3)　労働安定基金	各貨物（一律）１トンにつき　７円

（2）総トン数500トン未満の小型船内

←――→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区　　分	金　　額
(1)　港湾福利分担金	各貨物（一律）１トンにつき　４円
(2)　港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）１トンにつき　１円50銭
(3)　労働安定基金	各貨物（一律）１トンにつき　３円50銭

５．消費税及び地方消費税の加算

（１）運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

（２）上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは、１円単位に四捨五入します。

６．料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって１トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は１個当たり32トン、40フィート型は１個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

又、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

７．その他

（１）本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。

（２）特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

（３）委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

（４）本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

５）はしけ運送料金表

（平成12年11月１日届出・実施）
（平成26年４月１日実施）

Ⅰ．適用範囲

このはしけ運送料金は、港湾内又は指定区間において、はしけにより、本船船側←→沿岸間又は、沿岸←→沿岸間の貨物の運送を行う場合に適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方

１．基本料金

（１トンにつき　単位円）

品　　目	金　　額
	港湾内運送
	通常の港湾内
ユニタイズ貨物 一般包装品 有姿貨物	1,258
撒　貨　物	1,135

（１）作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

①　本船船側←→沿岸間における運送の場合

本船船側に繋留されたはしけ内においてフックをはずされた貨物を運送可能な状態に積み付けし、これを運送し、貨物揚河岸に繋留するまで、又は貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、本船船側においてフックをかけられる状態にするまでの作業とします。

②　沿岸←→沿岸間における運送の場合

貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、貨物揚河岸に繋留するまでの作業とします。

なお、荷繰作業に際し、はしけを使用する場合の作業を含みます。

２．割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　　別	内　　容	割　増　率
半　夜　運　送	16時30分から21時30分までの間における運送	基本料金の４割増
日曜日・祝祭日運送	日曜日・祝祭日における運送	基本料金の３割増

３．はしけ内荷捌料金

本料金は、本船船側におけるはしけ内の荷捌作業に適用します。

（１トンにつき　単位円）

品　　目	金　　額
一 般 包 装 品	133
ユニタイズ貨物 有 姿 貨 物 撒　貨　物	66

（注）本料金は、１はしけ内のはしけ内荷捌要員が、一般包装品にあっては２名、その他の貨物にあっては１名の場合に適用し、それぞれの人員が１名増す毎に１名につき66円増しとします。

なお、本料金には、港湾荷役料金（船内荷役料金）に係る所定の割増料金を準用します。

４．滞船料金

積載貨物トン数１トン１日につき145円とします。

ただし、本料金は貨物の積荷役日を含め４日間以内にはしけ運送が完了（はしけ繋留場所に揚荷役を完了して帰着するまで）しない場合に積荷役日から起算して５日目以降当該はしけ運送が完了するまでの間に適用します。

５．最低料金

本料金は、１運送の引受料が100トンに満たない場合に適用し、当該引受量が100トンに満たない場合は、100トン分とします。

６．分担金等

区　　分	金　　額
(1)　港湾福利分担金	各貨物（一律）１トンにつき　４円
(2)　労働安定基金	各貨物（一律）１トンにつき　３円50銭

７．消費税及び地方消費税の加算

（１）運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

（２）上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは、１円単位に四捨五入します。

８．料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって１トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、

その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は１個当たり32トン、40フィート型は１個当たり48トンをもって、それぞれ計算トン数とします。

又、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

９．その他

（１）特殊貨物（海難貨物、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等)、及び特殊運送（荒・雨・雪天時運送、防波堤外運送）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

（２）委託者の要求により、はしけ封印を行った場合及びはしけ敷物等の特別の資材を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

（３）本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

６）いかだ運送料金表

（平成12年11月１日届出・実施）
（平成26年４月１日実施）

Ⅰ．適用範囲

このいかだ運送料金は、いかだ運送を行う場合に適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方

１．基本料金

本船沖取－仕訳筏組

（１立方メートルにつき　単位円）

品　　目		金　　額
原　　木	米　国　材	999
	南　洋　材	849
	北　洋　材	1,228

（注）筏に組んだ木材を、水面貯木場より掘出し、指定河岸へ曳航する作業に係る料金は、別に申し受けます。

（１）作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、本船船側の水面に取り卸された木材を筏組し、曳航の上、水面貯木場に搬入し、筏を崩し、仕訳の上、筏組するまでの作業並びに当該筏組木材を水面貯木場より、指定河岸へ曳航するまでの作業とします。

（２）料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

２．割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　　別	内　　容	割　増　率
半　夜　作　業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の６割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増

３．待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

（１口１時間につき　単位円）

区　　分	金　　額
昼間（８時30分から16時30分まで）	28,040
半夜（16時30分から21時30分まで）	43,620

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては８時30分、半夜荷役にあっては16時30分）以降における本船入港待又は、天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては８時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

４．分担金等

区　　分	金　　額
(1)　港湾福利分担金	各貨物（一律）１立方メートルにつき　３円53銭
(2)　労働安定基金	各貨物（一律）１立方メートルにつき　３円09銭

５．消費税及び地方消費税の加算

（１）運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

（２）上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは、１円単位に四捨五入します。

６．その他

（１）特殊貨物（海難船に係る作業、防波堤外における作業、荒天時における作業、小径木、沈木台取・台はずし等作業困難を伴う作業、桟積・桟崩しを伴う作業等)、及び雨天・雪天時における作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

（２）水面保管10種類以上の仕訳作業、潜水掃海作業、消毒皮剥作業、水切作業、堀・整理作業及び筏網補強作業等を行った場合は、実費を申し受けます。

（３）沈木引揚用機械、浮起重機、沈木吊木台等、特別の機械又は資材を使用した場合の費用については、実費を申し受けます。

（４）本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において、当事者間の取極め又は、慣習によります。

7）検数料

◎　一般社団法人全日検

◎　一般社団法人日本貨物検数協会　　（平成７年８月４日認可）

（平成７年８月 12 日実施）

Ⅰ．適用範囲

この料金は、検数作業を行う場合に適用します。

Ⅱ．料金の種類及び適用方

１．基本料金　　（１トンにつき単位　円）

品目			一類港	二類港	その他の港湾
コンテナ	実入		95.80	92.50	88.30
	空		91.30	88.20	84.20
ユニタイズ貨物 ノックダウン自動車			135.70	115.30	101.90
袋物・ベール物			180.70	153.70	135.70
冷凍品・冷蔵品			375.60	293.10	266.80
木材	水落しもの	南洋材	100.60	97.10	92.70
		その他材	164.70	140.00	123.70
	岸壁揚のもの				
鋼管（口径 12 インチ以上） 鉄鋼コイル			135.70	115.30	101.90
一般鋼材 （工場岸壁扱いのもの）			228.10	178.00	162.20
専用船揚積貨物	コンテナ	実入	62.70	56.10	50.40
		空	59.80	53.50	48.00
	ノックダウン自動車		95.50	86.50	78.60
	パルプ		124.00	112.80	101.30
一般雑貨			267.50	208.60	190.10

（注）１．一類港、二類港及びその他の港湾は、別紙のとおりです。

２．木材（原木のプレスリング状態のものに限る）については、委託者と協議の上、決定した金額を基本料金とします。

３．コンテナ詰又はコンテナ出しされる貨物に係る基本料金は、次のとおりとします。

（１トンにつき　単位円）

袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	349.70
雑貨類・機械類（１個当たり５トン未満のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	329.00
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類（１個当たり５トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	309.50

（1）料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿・取扱数量等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2．割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　別	内　容	割　増　率
半　夜　作　業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の６割増
土　曜　日　作　業	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）における作業	基本料金の６割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増
冬　期　作　業	（注）の港湾において12月１日から翌年３月31日までの間に行う作業	基本料金の３割増

（注）冬期作業割増が適用される港湾は、次のとおりとします。

稚内港、留萌港、小樽港、函館港、室蘭港、苫小牧港、釧路港、青森港、大湊港、八戸港、久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港、石巻港、塩釜港、秋田船川港、酒田港、新潟港、両津港、直江津港、伏木富山港、七尾港、金沢港、敦賀港、舞鶴港、宮津港及び境港とします。

3．割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

長期大量割引

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の５％に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

①　３ヶ月以上の長期契約があること

②　１ヶ月間に２回以上の反復継続の引受があること

③　１回当りの取扱量が3,000トンを超えること

４．待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

（１口１時間につき　単位円）

昼夜区分	一類港	二類港	その他の港湾
昼間（８時30分から16時30分まで）	4,557	3,555	3,235
半夜（16時30分から21時30分まで）	7,089	5,530	5,032

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては８時30分、半夜にあっては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、８時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

５．最低料金

最低の料金は、次のとおりとします。

（１口１時間につき　単位円）

昼夜区分	一類港	二類港	その他の港湾
昼間（８時30分から16時30分まで）	36,150	28,200	25,660
半夜（16時30分から21時30分まで）	36,150	28,200	25,660

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

（１）作業手配の取消しの場合

①　昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降２時間を経過してからの取消しについては、昼間作業の最低料金を適用します。

②　半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消しについては、半夜作業の最低料金を適用します。

（２）半端作業等の場合

作業開始後における中止又は少量作業、或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分ごとに当該作業に係る請求金額が、それぞれの最低料金額に満たない場合は、当該の最低料金を適用します。

６．撒穀飼類の受渡しに係る書類作成料は、次のとおりとします。

（メイズ・マイロ・大豆・大麦）

（１トンにつき　単位円）

	一類港	二類港	その他の港湾
書類作成料	42.50	33.30	30.20

7．分担金等

区分	金額
(1)　港湾福利分担金	各貨物（一律）１トンにつき　40銭
(2)　労働安定基金	各貨物（一律）１トンにつき　35銭

8．消費税及び地方消費税の加算

（1）料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

（2）上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは、１円単位に四捨五入します。

9．料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって１トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは、実入・空とも20フィート型は１個当り32トン、40フィート型は１個当り48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

10．その他

（1）特殊貨物（塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物・海難貨物等)、雨天、雪天時作業及び特殊作業（海難船作業・防波堤外作業・荒天時作業・特殊船作業・荷印、仕訳を伴う作業等）の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

（2）工場専用岸壁における検数付帯作業については、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

（3）出張検数を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。

（4）委託者の要求により、ブロックストウェージ作業・パレタイズ立会作業・輸出免状整理作業を行った場合及び特別な書類（ファイナルストウェージプラン・コンテナロードプラン・コンテナ詰証明書・輸入ボートノート等）を作成した場合は、実費を申し受けます。

（5）本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取決め又は慣習によります。

別紙

一類港とは、

鹿島港、千葉港、木更津港、京浜港、横須賀港、清水港、名古屋港、四日市港、大阪港、尼崎・西宮・芦屋港、神戸港、関門港及び博多港をいいます。

二類港とは、

稚内港、留萌港、小樽港、函館港、室蘭港、苫小牧港、釧路港、青森港、大湊港、八戸港、久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港、石巻港、塩釜港、小名浜港、秋田船川港、酒田港、新潟港、直江津港、日立港、田子の浦港、豊橋港、蒲郡港、衣浦港、伏木富山港、七尾港、金沢港、敦賀港、舞鶴港、和歌山下津港、阪南港、東播磨港、姫路港、坂出港、新居浜港、呉港、広島港、境港、徳山下松港、宇部港、小野田港、苅田港、三池港、唐津港、伊万里港、臼浦港、相浦港、佐世保港、長崎港、大分港、鹿児島港、運天港、及び那覇港をいいます。

その他の港湾とは、上記一類港及び二類港以外の港湾をいいます。

検数に係る付帯作業等料金表

１．料金表Ⅱ－10－(4)に係る作業および書類作成の料金

（１）委託者の要求による特別作業

（イ）パレタイズ立会料金 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ １トンにつき　428円

（ロ）ブロックストウェージ作業 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ エキストラ料金

（２）委託者の要求による特別な書類作成等の実費

（イ）輸出免状整理料金　免状１件につき ‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 390円

（ロ）輸入ボートノート作成料金　１通につき ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 740円

（ハ）CLP作成料金　１件につき ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 2,600円

（ニ）CERTIFICATE（証明書）作成料金　１件につき（２通　正・副） ‥‥‥ 2,600円

１通増すごとに ‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 650円

（ホ）ファイナルストウェージプランおよびブロックストウェージプラン作成に際して、増員を必要とする場合は、エキストラ料金を適用します。

（ヘ）撒貨物（穀飼類を除く）等の本船書類整理料金 ‥‥‥‥‥‥‥ １トンにつき　90円

２．料金表に記載のない貨物のうち、汚損・危険品の基本料金

（１トンにつき　単位円）

貨物区分	一類港	二類港	その他の港湾
汚損品乙類・危険品丙類	325.80	252.80	231.70
汚損品甲類・危険品乙類	375.60	294.10	268.30
危険品甲類・非鉄金属	498.80	389.50	355.20

（注）汚損品および危険品の甲・乙・丙の分類は下表によります。

汚損品	汚損品甲類	カーボンブラック・黒鉛・生塩漬獣皮
	汚損品乙類	ソーダー灰・マグネシア・木炭・血粉・骨粉・魚粉・その他類似品
危険品	危険品甲類	火薬・爆薬・火工品・金属ナトリウム・金属カリウム・マグネシウム粉末
	危険品乙類	過酸化物・過塩素酸塩類・二硫化炭素・硝酸アンモニア・ベンジン・エーテル・揮発油・酒精・石油・液化アンモニア・セルロイドおよび同製品・生石灰・油布紙・その他可燃性または引火性物（引火点摂氏27度以下のもの）・硫酸・硝酸・塩酸・圧縮瓦斯・その他類似品
	危険品丙類	樟脳および同製品・ニトロ染料類・晒粉・燐化カルシウム・硝石・カーバイトその他類似品ならびに甲類・乙類に属さない危険性貨物
非鉄金属	非鉄インゴットおよび電気銅	亜鉛・鉛・銅・錫・アルミ

３．割増料金

（１）土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）の作業は基本料金、諸料金（待機料金、最低料金・エキストラ料金－１）に対して、それぞれの料金の **6割増** とします。

（２）日曜日・祝祭日の作業は基本料金、諸料金（待機料金、最低料金、エキストラ料金－１）に対して、それぞれの料金の **10割増** とします。

（３）深夜作業（21時30分から翌日05時まで）は、基本料金の **13割増** とします。
翌日05時以降継続して作業を行った場合も、基本料金の **13割増** とします。

（４）深夜待機料金　（１口１時間につき　単位円）

区分	一類港	二類港	その他の港湾
深夜（21時30分から翌日05時まで）	10,481	8,177	7,441

（５）深夜最低料金　（１口につき　単位円）

区分	一類港	二類港	その他の港湾
深夜（21時30分から翌日05時まで）	77,200	60,200	54,900

上記１－(1)、１－(2)－(へ)、および２の料金に対しては、認可料金に定められた割増料金・分担金等の規定を準用します。

料金表記載の長期大量割引について

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれにも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の５％に相当する額を当該引受に係る請求額から割引ます。

（１）３か月以上の長期契約があること
（２）１か月間に２回以上の反復継続の引受があること・・・とは
　　同一港での作業引受を基準とします。
（３）１回当たりの取扱量が3,000トンを超えるもの・・・とは
　　１港１船の１作業（場所）を単位とします。
（４）同一貨物とは、料金表の類似品目表区分（P75～Ｐ76）とします。
（５）料金表による協議料金及び諸料金については、割引対象外とします。

エキストラ料金

特殊な業務に従事し、トン数によって料金計算ができない場合には、下記の料金とします。

１．１人１シフト当たり

昼間（08時30分から16時30分）	46,400円
半夜（16時30分から21時30分）	39,000円
深夜（21時30分から05時00分）	98,500円

（注）上記の料金に対しては、認可料金に定められた割増料金の規定を準用します。

２．１人１ヶ月当たり

時間外を含まない場合	809,000円
時間外１時間につき	3,990円
時間外25時間以内を含む場合	891,000円

※　消費税の加算
（イ）料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
（ロ）上記により計算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。
　　但し、免税となる取引には適用しません。

類似品目表

品目		類似品目		
コンテナ	実入	20・40型コンテナ実入（在来船扱いのもの）		
	空	20・40型コンテナ空（在来船扱いのもの）		
ユニタイズ貨物		パレタイズ・プレスリング貨物（１ユニット内の個数無関係のもの）・車輌・舟艇（単体20トン以上のもの）・機械（１個当り５トン以上のもの）		
ノックダウン自動車		ノックダウン自動車（１港１船積1,000 トン以上）		
袋物・ベール物		肥料・セメント 砂糖（麻袋）・塩（すべての包装品）・飼料用ペレット・大麦・ふすま・米・雑豆・メイズ・マイロ・大豆・綿花・羊毛・麻		
冷凍品・冷蔵品		冷凍魚・冷凍肉・その他冷凍食品（温度に関係なく適用します）		
木材		水落しのもの	南洋材	
			米材・その他	
		岸壁揚のもの	南洋材・米材・北洋材・その他木材（製材の撒を除く）	
鋼管（口径12”以上）		鋼管（口径12”以上のもの）		
鉄鋼コイル		鉄鋼コイル		
一般鋼材		工場専用岸壁扱いのもの		
専用船 揚積貨物		コンテナ	実入	20・40型コンテナ実入（コンテナ専用船扱いのもの）
			空	20・40型コンテナ空（コンテナ専用船扱いのもの）
		ノックダウン自動車専用船扱いのもの		
		パルプ専用船扱いのもの		
一般雑貨		雑貨類	雑貨・パルプ及び紙類・繊維製品・缶詰・煙草・薬品類・染料及び塗料類・ゴム及びゴム製品・合成ゴム・乾燥獣皮・合板・合成樹脂（含原料）・ピッチ・化学品・竹材・食料品（含嗜好品）・アニマルボーン・コーヒー／ココアビーン・油糧種実	
		機械器具類	機械（１個当り５トン未満のもの）・器具・部品・金物製品・単車・自転車・ＣＫＤ（１港１船積1,000 トン未満）	
		窯製品類	陶磁器・タイル・耐火レンガ・ガラス類	
		油類	鉱・魚・動・植物油・油脂	
		鉱礦石類	鉱礦石（袋物）・石材	
		ソーダー類	石灰・ソーダー・アルミナ	
		繊維原料類	生糸・繭・合成繊維原料	
		屑鉄類	屑鉄（撒を除く）	
		青果類	野菜・果実（冷凍品、冷蔵品を除く）	
		一般鋼材	一般港揚・積の鋼材（口径12”未満の鋼管を含む）	
		車輌・舟艇	車輌・舟艇（単体20トン未満のもの）	
		製材	製材（撒）（はしけ・岸壁取り）	

コンテナ詰又はコンテナ出し貨物	（A） 袋物・ベール物	多種類貨物・荷姿及びサイズの異なる貨物又は破損・汚損・危険貨物等で特に手数を要するもの コーヒー／ココアビーン・魚粉・骨粉・陶磁器・ガラス類・タイヤ・その他
	（B） 雑貨類	（A）（C）以外の標準的作業能率のもの 一般雑貨・電気製品類・繊維製品・パイプ（口径４～８インチのもの）・青果類・オートパーツ・缶詰・機械類（１個当たり５トン未満のもの）・その他
	（C） ユニタイズ貨物	単一貨物等定型化されている貨物で作業能率の良いもの ユニタイズ貨物・ノックダウン自動車・完成車・製材・石材・アルミインゴット・牧草・葉タバコ・機械類（１個当たり５トン以上のもの）・その他

係数適用表

Ⓐ	ALFALFA HAY CUBE	アルファルファヘイキューブ	2.0
	ALFALFA MEAL (P'BAG)	アルファルファミール（紙袋）	1.9
	ALMOND SHELL MEAL	アーモンド殻粕	1.6
	ALMOND	アーモンド	1.5
	ANIMAL HOOF & HORN	獣蹄、角	1.3
Ⓑ	BAMBOO BEAN	バンブービーン	1.2
	BARLEY	大麦	1.2
	BEET PULP PELLET (IRAN)	ビートパルプペレット（イラン産）	1.8
	BEET PULP PELLET (USA)	ビートパルプペレット（米国産）	1.3
	BEET PULP (JUTE BAG)	ビートパルプ（麻袋）	3.0
	BEET PULP (BALE)	ビートパルプ（ベール）	2.5
	BLACK MATPE	ブラックマッペ	1.2
	BLOOD MEAL	血粉	1.5
	BLUE PEA	エンドウ豆	1.2
	BONE MEAL	骨粉	1.5
	BONE MEAL PELLET	粒状骨粉	1.1
	BRAN	ふすま	1.8
	BUCKWHEAT	そば	1.5
	BUTTER BEAN	バタービーン	1.4
Ⓒ	CANARY SEED	カナリーシード	1.3
	CASEIN	カゼイン	1.5
	CASTOR SEED MEAL	ひま粕	1.4
	CASTOR SEED	ひま種子	1.4
	CASSAVA MEAL	カサバ粕	1.8
	CASSAVA ROOT CHIP	カサバ根くず	2.6
	CATTLE HOOF	牛のひづめ	2.8
	CHARCOAL	木炭・炭	2.0
	CHESTNUT	栗	1.7
	CHINESE CASSAVA STARCH	中国産カサバ澱粉	1.5
	COCOA BEAN	ココア豆	1.6
	COFFEE BEAN	コーヒー豆	1.6
	COCOON	かいこ（まゆ）	2.3
	COCOON MEAL	まゆくず	1.5
	COPRA	コプラ（椰子）	2.0
	COPRA MEAL	コプラ粕	1.5
	CRUSHED BONE	砕骨	1.4
	COTTON SEED MEAL	綿実の粕	1.3
	COTTON SEED MEAL PELLET	綿実の粕（粒状）	1.2

	COTTON SEED	綿実	2.0
Ⓓ	DRUM (STEEL)	ドラム（鉄製）	11.0
	DRUM (FIBER)	ドラム（ファイバー）	7.7
Ⓕ	FEATHER MEAL	フェザーミール	1.5
	FEED PELLET	飼料（粒状）	1.8
	FEED SCREENING	飼料粕	1.2
	FEED OATS	カラス麦	1.8
	FISH MEAL (DOMESTIC)	魚粉（国産）	1.4
	FISH MEAL (IMPORT)	魚粉（輸入）	1.8
	FLAX SEED	亜麻種子	1.3
	FLOWER SEED	花種子	1.5
Ⓖ	GREEN PEA	グリンピース	1.2
	GROUNDNUT MEAL	落花生粕	1.5
	GROUNDNUT	落花生	1.6
Ⓗ	HEMP SEED	大麻種子	1.7
	HOOF HORN MEAL	獣蹄角等のくず	1.4
	HOP	ホップ（球果状）	2.8
Ⓘ	INDIAN KAPOK SEED MEAL	インド産カポックシード粕	1.6
Ⓙ	JUTE YARN	黄麻センイ	3.0
Ⓚ	KAPOK SEED	カポックの種子	2.0
	KAPOK SEED MEAL	カポックの種実粕	1.2
Ⓛ	LACTOSE	ラクトーゼ（乳糖）	1.5
Ⓜ	MALT	麦芽（ビール麦）	1.7
	MAIZE	とうもろこし	1.2
	MAIZE COB MEAL (CHINA)	とうもろこし固形状粕（中国産）	3.3
	MAIZE MEAL	とうもろこし粕	1.3
	MEAT MEAL	肉粕	1.4
	MEAT BONE MEAL	肉粉粕	1.2
	MILK (P'BAG)	ミルク（紙袋）	1.5～1.9
	MILK POWDER	粉ミルク	1.5
	MILLET	もろこし類	1.2
	MILLET SEED	きび種	1.3
	MILO	マイロ（もろこしの一種）	1.2
	MIXED ANIMAL HOOF	獣類のひずめ	2.8
	MUSTARD SEED	からし種子	1.3
Ⓝ	NIGER SEED	植物の種子	1.5
Ⓞ	OATS	えん麦	1.8
	OAT HUSK	えん麦の皮	3.0
Ⓟ	PALM KERNEL MEAL	油やしの粕	1.6
	PELLET	粒	1.3

	POLLARD	ポラード	1.8
®	RAPE SEED	ナタネ種子	1.3
	RAPE SEED MEAL	ナタネ種子粕	1.7
	RED BEAN	小豆	1.2
	RICE BRAN	米ぬか	1.8
	RICE	米	1.3
	RICE BRAN MEAL	米ぬか粕	1.5
	RYE	ライ麦	1.2
Ⓢ	SAFFLOWER SEED MEAL	紅花種子粕	1.8
	SAFFLOWER MEAL	紅花粕	1.8
	SAFFLOWER SEED	紅花種子	1.5
	SESAME SEED	ゴマ	1.5
	SEA WEED	海草	1.5
	SHELLED ACORN	殻付どんぐり	1.3
	SILK WORM	まゆ	1.4
	SOYA BEAN	大豆	1.2
	SOYA BEAN MEAL	大豆粕	1.5
	SUNFLOWER SEED	ひまわり種子	2.0
Ⓣ	TAPIOCA (THAILAND)	タピオカ（タイ国産）	2.2
	TAPIOCA FLOUR	タピオカ粉	1.3
	TAPIOCA	タピオカ	1.3
	TEA	茶	4.0
Ⓦ	WHEY POWDER	凝乳粉	1.8

8）鑑定・検査料

◎一般社団法人日本海事検定協会　　TEL　03-3552-1241

◎鑑定料

（1）料金の種類及び額

①基本料金　　（単位　円）

種　目		基　　準	金　額
1．倉口検査		3倉まで 4倉目から1倉につき	21,330 5,980
2積付検査	（1）普通貨物	積込トン数1,000トンまで 1,000トンを超える場合は、超えるトン数について100トンまでを増すごとに	22,660 1,580
	（2）特殊貨物	積込トン数200トンまで 200トンを超える場合は、超えるトン数について10トンまでを増すごとに	22,660 364
	（3）危険物	積込トン数200トンまで 200トンを超える場合は、超えるトン数について10トンまでを増すごとに	34,010 545
3．生粋検査		基本料金 検査貨物トン数 10,000トンまで　1トンにつき 10,000トンを超え 20,000トンまで　1トンにつき 20,000トンを超え 30,000トンまで　1トンにつき 30,000トンを超え 40,000トンまで　1トンにつき 40,000トンを超え 50,000トンまで　1トンにつき 50,000トンを超え100,000トンまで　1トンにつき 100,000トンを超えるもの　1トンにつき ただし、(1)　上記料金は積算方式により算定します。 (2)　中間検査を行った場合は、1回につき	 10.89 9.15 6.12 3.41 1.74 0.19 0.00 40,000
4．はしけ、機帆船等（デッドウェイトスケールを有しないものに限る。）の積荷重量検定		1隻につき検定トン数100トンまで 100トンを超える場合は、超えるトン数10トンまでを増すごとに	16,540 725

５本船の液量検定及び検査	（１）液量検定	本船油槽	
		鉱油（１槽１測度につき）	6,710
		動・植物油・化学成品及び液化ガス（１槽１測度につき）	12,050
		危険物（１槽１測度につき）	33,340
		ただし、同時に３槽以上検定した場合は、３槽目から	
		鉱油（１槽１測度につき）	4,670
		動・植物油・化学成品及び液化ガス（１槽１測度につき）	8,430
		危険物（１槽１測度につき）	23,360
	（２）清掃検査	本船油槽	
		鉱油・化学成品（１槽につき）	17,430
		動・植物油（１槽につき）	24,250
		ただし、同時に２槽以上検査した場合は、２槽目から	
		鉱油・化学成品（１槽につき）	12,050
		動・植物油（１槽につき）	17,050
６．貨物の損害及び原因鑑定		検査貨物の正品価額の 0.7%以内とする	

（注）１．倉口検査において特に連続在船を依頼された場合は、７割増した金額を基本料金とします。

２．積付検査において貨物移動防止の検査をあわせて行った場合は、５割増した金額を基本料金とします。

３．積付検査において普通貨物で特に連続在船を依頼された場合は、７割増した金額を基本料金とします。

②割増料金

種　　別		内　　容	割増率又は金額
作業割増	(1)半夜作業	16時30分から21時30分までの間における作業	毎１時間以内につき １人あたり　4,500 円
	(2)深夜作業	21時30分から５時までの間における作業	毎１時間以内につき １人あたり　6,750 円
	(3)早朝作業	５時から８時30分までの間における作業、 ただし深夜から引き続きの場合は(2)による。	毎１時間以内につき １人あたり　4,500 円
	(4)土曜日作業	12 時 30 分から 16 時 30 分までの間における作業。 なお、８時 30 分から 12 時 30 分までの間における作業割増は適用外として、８時 30 分～16 時 30 分以外については(1)、(2)及び(3)の適用になります。	毎１時間以内につき １人あたり　4,500 円
	(5) 日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業 イ　８時30分から21時30分までの間における作業 ロ　21時30分から８時30分までの間における作業	イ　毎４時間以内につき １人あたり　18,000 円 ロ　毎４時間以内につき １人あたり　27,000 円
	(6)荒天等作業	荒・雨・雪天時における作業	基本料金の 1 割増
	(7)防波堤外作業	防波堤外における作業または著しく交通に不便な場所における場合	基本料金の 5 割増以内
	(8)冬季作業	北海道内において 12 月１日から翌年３月 31 日までの間に作業した場合	基本料金の３割増

③　最低料金

イ　喫水検査に係る最低料金は、１件につき　…… 80,000円

ロ　はしけ、機帆船等（デッドウェイスケールを有しないものに限る）
の積荷重量検定に係る最低料金は、１件につき　…… 120,000 円

ハ　液量検定に係る最低料金は、１件につき
本船油槽　…… 32,000 円
ただし、液化ガス及び危険物の場合は　…… 80,000 円

ニ　清掃検査に係る最低料金は、１隻につき　…… 32,000 円

ホ　貨物の損害及び原因鑑定に係る最低料金は、１件につき　…… 80,000 円

ヘ　積付検査に係る最低料金は、１件につき　…… 80,000 円

とします。

④　諸料金

イ　待機料金
検査のため待機した場合は、次の料金を申し受けます。
毎４時間以内につき　…… 13,978円

ロ　検査報告書発行手数料
A　３通までは、無料とし、４通目から写１枚につき　…… 426円
B　再発行の場合は、１枚につき　…… 856円

C　サインドコピーはA及びBの５割増とします。

ハ　下記の鑑定料金種目につき、検査作業日数が２日以上にわたった場合は、２日目から基本料金のほかに１日につき 21,807 円を申し受けます。

種目　　１．倉口検査
　　５．(2)清掃検査

⑤　消費税及び地方消費税の加算

イ　消費税及び地方消費税の加算は、料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じた額とします。ただし、免税となる取引には適用しません。

ロ　上記により加算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

（２）料金の適用方

①　適用範囲

この鑑定料金は鑑定検査を行う場合に適用します。

②　特殊貨物とは、重量品（１個５トン以上のもの)、かさ高品（１個５トン以上のもの又は12メートル以上の長尺物)、甲板積貨物（舟の暴露甲板へ積まれるもの)、その他の特別の積付、運送又は保管を要するものをいいます。

③　危険物は次のとおりとします。

火薬類、高圧ガス、腐しょく性物質、毒物類、放射性物質等、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類、有害性物質。

④　鉱油とは、原油およびナフサとする

⑤　清掃検査において

沿海・平水区域を航海区域とする船舶については、左右両舷をもって１槽とみなします。

⑥　料金表に記載のない種目

基本料金表に記載のない種目については、基本料金表記載の種目と類似している場合はその料金を適用し、類似種目がない場合は委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

⑦　料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

イ　計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって１トンとみなします。

ロ　割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

ハ　消費税及び地方消費税の加算については

A　料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

B　上記により加算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

⑧　実費

イ　委託者の要求により、出張検査を行った場合は、実費を申し受けます。

ロ　貨物の損害並びに原因鑑定に際し、分析を行った場合は、実費を申し受けます。

ハ　委託者から通常の検査、検定又は鑑定以外の特別な検査、検定又は鑑定を要求された場合の費用については、実費を申し受けます。

⑨　その他

イ　荒天作業、防波堤外作業、深夜作業、早朝作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

ロ　本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取決め又は慣習によります。

◎一般社団法人日本海事検定協会　　TEL　03-3552-1241

◎検査料金

（１）料金の種類及び額

①基本料金

種　　目	基　　準	金　額（円）
１．船体又は 属具現状検査	船体及び属具それぞれにつき 総トン数3,000トン以下の船舶 3,000トンを超えるトン数に対しては1,000トン以下を増すごとに ただし、特に手数を要したときは、その程度により８割以内を割増します。	 84,000円 4,400円
２．船体又は 機関の 損傷原因 又は状態検査	船体及び機関それぞれにつき 総トン数3,000トン以下の船舶 3,000トンを超える船舶については1,000トン以下を増すごとに ただし、 イ　損傷原因及び状態検査それぞれにつき申し受けます。 ロ　損傷程度が大きいとき又は特に手数を要したときは、 その程度により８割以内を割増します。 ハ　修繕費の算定をあわせ申し込みを受けたときは、 次の料金を加算します。 修繕費算定額 （１）600万円まで （２）600万円を超え1,000万円まで （３）1,000万円を超え2,000万円まで （４）2,000万円を超え3,000万円まで （５）3,000万円を超えるものについては、	 84,000円 4,400円 79,000円 105,000円 143,000円 182,000円 220,000円
３．はしけの損害検査及び遭難原因鑑定	１隻につき ただし、特に手数を要したときは、その程度により８割以内を割増します。	84,000円
４．荷役用具類の損傷原因及び損害の調査鑑定	１件につき ただし、特に手数を要したときは、その程度により８割以内を割増します。	84,000円
５．船内燃料及び清水の数量検定	イ　油量検定（１槽につき） ロ　清水数量検定（１槽につき） ただし、最低料金（１隻につき）	9,300円 6,300円 47,000円

6 回 航 検 査	（1） えい航検査	被えい船１隻につき 全長（１）50メートル未満 （２）50メートル以上　85メートル未満 （３）85メートル以上　100メートル未満 （４）100メートル以上 50メートル未満の浚渫船、起重機船等は(２)の料金を 申し受けます。 えい航距離（１）150海里以上　500海里未満 （２）500海里以上　1,500海里未満 （３）1,500海里以上　2,500海里未満 （４）2,500海里以上　5,000海里未満 （５）5,000海里以上 ただし、 イ　特に手数を要したときは、その程度により上記合計金額の８割以内を割増します。 ロ　発電バージ、オイルリグ、フローティング・ドック等の特殊物件は上記料金にかかわらず別途協議します。	 97,000 円 139,000 円 185,000 円 230,000 円 5 割増 10 割増 15 割増 20 割増 30 割増
	（2）自力回航検査	別途委託者と協議します。	

７．船舶受渡時の検査		総トン数	
		（１）3,000 トン以下の船舶	110,000 円
		（２）3,000 トンをこえ　5,000 トンまでの船舶	141,000 円
		（３）5,000 トンをこえ　7,500 トンまでの船舶	165,000 円
		（４）7,500 トンをこえ　10,000 トンまでの船舶	184,000 円
		（５）10,000 トンをこえ 12,500 トンまでの船舶	204,000 円
		（６）12,500 トンをこえ 15,000 トンまでの船舶	225,000 円
		（７）15,000 トンをこえ 17,500 トンまでの船舶	243,000 円
		（８）17,500 トンをこえ 20,000 トンまでの船舶	263,000 円
		（９）20,000 トンをこえ 25,000 トンまでの船舶	271,000 円
		(10) 25,000 トンをこえ 30,000 トンまでの船舶	293,000 円
		(11) 30,000 トンをこえ 35,000 トンまでの船舶	316,000 円
		(12) 35,000 トンをこえ 40,000 トンまでの船舶	339,000 円
		(13) 40,000 トンをこえ 45,000 トンまでの船舶	359,000 円
		(14) 45,000 トンをこえ 50,000 トンまでの船舶	383,000 円
		(15) 50,000 トンをこえる船舶については、10,000 トン以下を増すごとに	24,000 円
		ただし、本検査のため イ　残油水量の検査を同時に行った場合、５槽までは上記料金に含まれるものとし、６槽目から１槽につき右料金を加算します。	3,500 円
		ロ　修繕費の算定をあわせて申し込みを受けたときは、検査料金種目２.ハの料金を加算します。	
８船倉内の容積検査	（１）倉内積荷占有容積	１倉につき	
		検定量100 トン以下	10,600 円
		100 トンを超えるトン数に対しては、10 トン以下を増すごとに	160 円
		ただし、 イ 仕向港別検定の場合は５割増とします。	
		ロ 最低料金　１隻につき	80,000 円
	（２）倉内空積	４区画以下	80,000 円
		５区画目から１区画につき	5,000 円
９．船倉の清掃検査		２倉以下	80,000 円
		３倉目から１倉につき	16,000 円
		ただし、特に手数を要したときはその程度により８割以内を割増します。	

10．船価鑑定		イ　はしけ(１隻につき) 　　ただし、特殊はしけは、ニの料金を適用します。 ロ　機帆船、汽艇、油槽はしけ（１隻につき） ハ　汽船（１隻につき） 総トン数 （１）100トン以下 （２）100トンをこえ　　3,000トンまで （３）3,000トンをこえ　5,000トンまで （４）5,000トンをこえ　10,000トンまで （５）10,000トンをこえ　50,000トンまで （６）50,000トンをこえるもの ニ　作業船等（１隻につき） ホ　漁船（１隻につき） 総トン数 （１）100トン以下 （２）100トンをこえ1,000トンまで （３）1,000トンをこえるもの ただし、特に手数を要したときは、その程度により８割以内を割増します。	80,000円 83,000円 108,000円 132,000円 201,000円 303,000円 350,000円 415,000円 185,000円 127,000円 162,000円 198,000円
11．はしけ、機帆船等の載貨重量測度又は測度標示		載貨重量トン数100トン以下 　はしけ 　機帆船等	 32,000円 40,000円
		100トンをこえるトン数に対しては、10トン以下を増すごとに 　はしけ 　機帆船等 ただし、測度と測度標示を同時に行った場合は、３割増とします。	 2,900円 3,900円
12　タンク計測	（１）　通常計測	イ　陸上油槽 ①　　油槽容量（浮屋根がない場合） （１）500キロリットル以下 （２）500キロリットルをこえ　　1,000キロリットルまで （３）1,000キロリットルをこえ　5,000キロリットルまで （４）5,000キロリットルをこえ　10,000キロリットルまで （５）10,000キロリットルをこえ　20,000キロリットルまで （６）20,000キロリットルをこえ　30,000キロリットルまで （７）30,000キロリットルをこえ　40,000キロリットルまで （８）40,000キロリットルをこえ　50,000キロリットルまで	 220,000円 240,000円 370,000円 490,000円 570,000円 610,000円 650,000円 690,000円

		（９）50,000 キロリットルをこえ　75,000 キロリットルまで	720,000 円
		(10) 75,000 キロリットルをこえ　100,000 キロリットルまで	750,000 円
		(11) 100,000 キロリットルをこえ　150,000 キロリットルまで	770,000 円
		(12) 150,000 キロリットルを超えるもの	790,000 円
		②　油槽容量（浮屋根がある場合）	
		（１）500 キロリットル以下	240,000 円
		（２）500 キロリットルをこえ　1,000 キロリットルまで	260,000 円
		（３）1,000 キロリットルをこえ　5,000 キロリットルまで	400,000 円
		（４）5,000 キロリットルをこえ　10,000 キロリットルまで	540,000 円
		（５）10,000 キロリットルをこえ　20,000 キロリットルまで	620,000 円
		（６）20,000 キロリットルをこえ　30,000 キロリットルまで	670,000 円
		（７）30,000 キロリットルをこえ　40,000 キロリットルまで	710,000 円
		（８）40,000 キロリットルをこえ　50,000 キロリットルまで	750,000 円
		（９）50,000 キロリットルをこえ　75,000 キロリットルまで	780,000 円
		(10) 75,000 キロリットルをこえ　100,000 キロリットルまで	820,000 円
		(11) 100,000 キロリットルをこえ　150,000 キロリットルまで	840,000 円
		(12) 150,000 キロリットルを超えるもの	860,000 円
		ロ　特殊型油槽 球型タンク、枕型タンク、地下タンク及び液化ガスタンク（冷凍型）等の場合、イの５割増とします。	
		ハ　油槽船 １槽又は１区画の容量	
		（１）100 キロリットル以下	110,000 円
		（２）100 キロリットルをこえ　200 キロリットルまで	150,000 円
		（２）200 キロリットルをこえ　300 キロリットルまで	180,000 円
		（３）300 キロリットルをこえ　400 キロリットルまで	200,000 円
		（４）400 キロリットルをこえ　500 キロリットルまで	220,000 円
		（５）500 キロリットルをこえ　750 キロリットルまで	240,000 円
		（６）750 キロリットルをこえ　1,000 キロリットルまで	260,000 円
		（７）1,000 キロリットルをこえ　1,500 キロリットルまで	270,000 円
		（８）1,500 キロリットルをこえ　2,000 キロリットルまで	280,000 円
		（９）2,000 キロリットルをこえ　3,000 キロリットルまで	300,000 円
		(10) 3,000 キロリットルをこえ　4,000 キロリットルまで	310,000 円
		(11) 4,000 キロリットルをこえ　5,000 キロリットルまで	320,000 円
		(12) 5,000 キロリットルをこえ　7,500 キロリットルまで	330,000 円
		(13) 7,500 キロリットルをこえ　10,000 キロリットルまで	350,000 円
		(14) 10,000 キロリットルをこえ 15,000 キロリットルまで	370,000 円

		（15）15,000キロリットルをこえるもの ただし、計測に特に手数を要したときは、その程度により８割以内を割増します。	390,000円
	（２） 特殊計測	特殊な器具を使用して計測する場合、上記イ、ロについては、 イの料金の10割増以上、ハについては、 ハの料金の10割増以上とします。	
13 陸上油槽の液量検定並びに検査	（１） 液量検定	イ　１槽の検定量につき 鉱油（原油及びナフサ）（１キロリットルあたり） 動・植物油、化学成品・石油製品及び液化ガス（１トンあたり） ただし、 ①　鉱油、化学成品・石油製品及び液化ガスについては 5,000キロリットルをこえ10,000キロリットルまでについては、5,000キロリットルをこえるキロリットル数に対し 10,000キロリットルをこえ20,000キロリットルまでについては、10,000キロリットルをこえるキロリットル数に対し 20,000キロリットルをこえるキロリットル数については ②　化学成品・石油製品及び液化ガスについては、上記キロリットルをトンに読み替えます。 ③　最低料金 ロ　危険物（身体に障害を与えるおそれのあるもの。）は イの20割以内を割増します。	 6.50円 26.30円 上記料金の ２割引 上記料金の ４割引 上記料金の ６割引 46,000円

	（２） 清掃検査	１槽につき 容量　1,000キロリットル以下 鉱油 動・植物油及び化学成品・石油製品等 容量1,000キロリットルをこえるキロリットル数に対しては、1,000キロリットル以下を増すごとに上記料金の３割を加算します。 ただし、 イ　特に手数を要したときは、その程度により８割以内を割増します。 ロ　前荷が危険物であったときは20割以内を割増します。	 32,000円 37,000円
14 貨 物 の 現 状 検 査	（１） 外装 又は内装	検査個数 20個以下（外装、内装それぞれにつき） 20個を超える個数に対しては10個以下を増すごとに ただし、最低料金	 10,200円 1,340円 80,000円
	（２） 内容品	検査貨物の価額の0.7％以内とします。 ただし、最低料金	 80,000円
	（３） 裸かさ高品、 重量品、 車輌 （輸出自動車を除く。）等	検査個数　１個につき ただし、最低料金	7,900円 80,000円
	（４）輸出 貨物	イ　自動車 施検台数 （１）100台まで　（１台につき） （２）101台目から　300台まで　（１台につき） （３）301台目から　500台まで　（１台につき） （４）500台を超えるもの　（１台につき） ただし、最低料金 ロ　鋼材類 １トンにつき ただし、最低料金	 1,000円 600円 290円 130円 80,000円 58円 80,000円
	（５）個数により がたい貨物	100トン以下 100トンを超えるトン数に対しては10トン以下を増すごとに ただし、最低料金	16,600円 350円 80,000円

	上記(1)～(5)において特に手数を要したときは、その程度により８割以内を割増します。		
15. 製品検査		検査貨物の価額の0.7％以内とします。 ただし、 イ　最低料金 ロ　分析をした場合は、分析料金及びその他の付帯費用を別途申し受けます。	 84,000 円
16 原材料検査	（１）銑鉄、鉄鋼屑の品質又は規格検査	１トンにつき ただし、最低料金	78 円 90,000 円
	（２）非鉄金属屑の品質又は規格検査	１トンにつき ただし、最低料金	297 円 90,000 円
	（３）木材の品質又は規格検査	１トンにつき ただし、最低料金	326 円 90,000 円
	（４）その他の原材料の品質又は規格検査	検査貨物の価額の0.7％以内とします。 ただし、最低料金	 90,000 円
	ただし、分析をした場合は、分析料金及びその他の付帯費用は別途申し受けます。		
17 見本（試料）採取	（１）鉄鉱石及び石炭類	１トンにつき ただし、最低料金	49 円以内 90,000 円
	（２）非鉄鉱物	１トンにつき ただし、最低料金	112 円以内 90,000 円
	（３）非金属鉱物	１トンにつき ただし、最低料金	143 円以内 90,000 円
	（４）各種金属類	１トンにつき ただし、最低料金	274 円以内 90,000 円
	（５）食品類等	１トンにつき ただし、最低料金	141 円以内 90,000 円
	（６）肥料類	１トンにつき ただし、最低料金	112 円以内 90,000 円

	（７）液体貨物（L．P．G．液化ガスを含む）	イ　船舶油槽（１槽につき） ただし、 （１）　同時に３槽以上にわたり採取した場合は３槽目から１槽につき	11,100 円 7,600 円
		（２）最低料金 ロ　陸上油槽（１槽につき） ただし、同時に２槽以上にわたり採取した場合は２槽目から１槽につき ハ　容器入（１個につき） ただし、最低料金	32,000 円 32,000 円 17,600 円 400 円 34,000 円
	（８）その他の貨物	検査貨物の価額の 0.7%以内とします。 ただし、最低料金	 90,000 円
	ただし、 イ　特に手数を要したときは上記(1)～(8)の料金の５割増とします。 ロ　危険物（身体に障害を与えるおそれのあるもの）は20割以内を割増します。 ハ　分析をした場合は分析料金及び付帯費用のほかに手数料を申し受けます。		8,000 円以内
18 封印及び解封検査	（１）封印検査	イ　本船 封印１個につき ただし、最低料金 ロ　機帆船 １隻につき ただし、 (1)　同時に３隻以上を検査した場合は３隻目から１隻につき (2)　最低料金 ハ　上記イ及びロ以外 封印１個につき ただし、最低料金	 860 円 40,000 円 14,000 円 8,800 円 40,000 円 860 円 40,000 円
	（２）解封検査	封印検査料金の３割減とします。 ただし、最低料金	 35,000 円

② 割増料金

種　　目	内　　容	割増率又は金額
（1）半夜作業	16時30分から21時30分までの間における作業	毎１時間以内につき １人あたり　4,500円
（2）深夜作業	21時30分から５時までの間における作業	毎１時間以内につき １人あたり　6,750円
（3）早朝作業	５時から８時30分までの間における作業、ただし深夜から引続きの場合は(2)によります。	毎１時間以内につき １人あたり　4,500円
（4）土曜日作業	12時30分から16時30分までの間における作業。なお、８時30分から12時30分までの間における作業割増は適用外として、８時30分～16時30分以外については（1）、（2）及び（3）の適用になります。	毎１時間以内につき １人あたり　4,500円
（5）日曜日･祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業 イ　８時30分から21時30分までの間における作業 ロ　21時30分から８時30分までの間における作業	イ　毎４時間以内につき １人あたり　18,000円 ロ　毎４時間以内につき １人あたり　27,000円
（6）荒天等作業	荒・雨・雪天時における作業及び強行作業	基本料金の１割増
（7）防波堤外作業	防波堤外における作業又は著しく交通に不便な場所における場合	基本料金の５割増以内
（8）冬季作業	北海道内において12月１日から翌年３月31日までの間に作業した場合	基本料金の３割増

③ 諸料金

イ　待機料金

検査のため待機した場合は次の料金を申し受けます。

毎４時間以内につき　‥‥‥

ニ　個別に協議して定める料金

A　基本料金表又は基本料金表の類似種目によって処理できないものについては、委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。

B　天災により作業員の確保が著しく困難なときは、一定の期間に限り委託者と協議の上、特別料金を申し受けることがあります。

C　本料金表に記載のない事項が発生した場合は、その都度委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。

④　消費税及び地方消費税の加算

イ　消費税及び地方消費税の加算は、料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じた額とします。ただし、免税となる取引には適用しません。

ロ　上記により加算された金額に１円未満の端数が生じたときは、１円単位に四捨五入します。

鑑定・検査別掲料金

◎一般社団法人日本海事検定協会　　TEL　03-3552-1241

（１）出張料金

出張して鑑定・検査した場合は基本料金の他に次の出張料金を申し受けます。

①　往復に要する日数、毎１日につき　・・・

9）検量料

◎一般社団法人日本海事検定協会　　TEL 03-3552-1241

（1）適用範囲

この料金は、検量作業を行う場合に適用します。

（2）料金の種類及び適用方

① 基本料金

イ 船積貨物　　（1トンにつき 単位円）

品　　目	金　　額
一 般 貨 物	238.20

（注） 一般貨物には、パレタイズ、ノックダウン自動車、袋入セメント、袋入肥料、冷凍品、冷蔵品を含みます。一般鋼材及び建設機械等（マーフィートレーラー等への積載貨物を含む）については、委嘱者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

ロ 陸揚貨物　　（1トンにつき 単位円）

品目				金額
一 般 貨 物				196.50
特定貨物	元地袋入	穀類		226.90
		ふすま・魚粉等		340.90
	撒揚袋詰め穀飼類			173.60
	棉花類	アメリカ産、アフリカ産及びこれらに準じるもの		538.90
		インド産、パキスタン産及びこれらに準ずるもの		302.90
	冷凍品・冷蔵品			379.10
	銑鉄			123.80
	鉄屑・非鉄金属鉱石			147.10
	木材 水面貨物	南洋材		172.00
		米材・ニュージーランド材・チリー材		220.10
		北洋材		294.00
	木材 陸上貨物	南洋材		273.60
		米材・ニュージーランド材・チリー材		292.60
		北洋材		340.60
	撒貨物	砂糖・肥料原料	トラックスケールによる場合	150.10
			ホッパースケールによる場合	67.00
		穀飼類	トラックスケールによる場合	150.10
			ホッパースケールによる場合	47.00

ハ 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、取扱数量等が類似した貨物がある場合には、当該貨物に適用される料金を、類似した貨物がない場合には委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

② 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種　　別	内　　容	割　増　率
半　夜　作　業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の６割増
日曜日･祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増
冬　期　作　業	北海道地区において12月１日より翌年３月31日までの間に行う作業	基本料金の３割増

③ 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の５％に相当する額を、当該引受に係る請求額から割り引きます。

イ　３ヶ月以上の長期契約があること

ロ　１ヶ月間に２回以上の反復継続の引受があること

ハ　１回当りの取扱量が3,000トンを超えること

ただし、穀飼類（撒）のうち年間取扱量10万トン以上の委託者については、上記の他、作業場所毎の効率性を加味し協議の上、決定した料金を基本料金とします。

④ 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

イ　船積貨物　　（１口１時間につき　単位円）

昼夜区分	金額
昼間（８時30分から16時30分まで）	2,823
半夜（16時30分から21時30分まで）	4,391

ロ　陸揚貨物　　（１口１時間につき　単位円）

昼夜区分	金額
昼間（８時30分から16時30分まで）	3,035
半夜（16時30分から21時30分まで）	4,721

本料金は、昼間作業にあっては、８時30分から16時30分までの間、半夜作業にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が検量事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

⑤ 最低料金

本料金は、船積貨物検量における１件の請求額が、当該貨物に係る基本料金の４トン分に満たない場合に適用し、１件の請求額が４トンに満たない場合は、４トン分とします。

⑥　検量証明書発行手数料

本料金は検量証明書を発行する場合に適用します。

イ　船積貨物検量証明書については、３通まで1,105円、４通目から１枚につき312円を申し受けます。

ロ　陸揚貨物検量証明書については、４通目から１枚につき 312 円を申し受けます。

⑦　検量明細書発行手数料

本料金は検量明細書を発行する場合に適用します。

検量明細書については、１枚につき312円を申し受けます。

⑧　分担金等

区　　分	金　　額
(1)　港湾福利分担金	各貨物（一律）１トンにつき　40銭
(2)　労働安定基金	各貨物（一律）１トンにつき　35銭

⑨　消費税及び地方消費税の加算

イ　消費税及び地方消費税の加算は、料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じた額とします。ただし、免税となる取引には適用しません。

ロ　上記により加算された金額に１円未満の端数が生じたときは１円単位に四捨五入します。

⑩　料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって１トンとみなします。

⑪　その他

イ　特殊貨物（塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物並びに火災・海難貨物等）及び特殊作業（品目、荷印の区分を伴う作業等）の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

ロ　通常の検量方式によらない検量作業を行う場合は、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

ハ　出張検量を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。

二　委託者の要求により、木材の樹種識別・等級格付及びプレート打等の作業の作業を行った場合は、実費を申し受けます。

ホ　本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

船積・陸揚貨物検量別掲料金

◎一般社団法人日本海事検定協会　　TEL　03-3552-1241

１．検量申込者の要請により事業所所在地以外の地域に出張して検量を行った場合は、基本料金のほかに次の料金を申し受けます。

①　出張料金

イ　都・市内（船積貨物検量指定場所以外）１場所１回につき　‥‥‥‥‥‥‥‥　1,560円

ロ　事業所所在地以外の地域

往復に要する日数　毎１日１口につき　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　19,500円

ただし、出発及び帰着の日は夫々　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　9,800 円

隣接地及び日帰地方出張の場合　毎１日１口につき　‥‥　9,800円

②　宿泊料（日当を含む）１日につき　‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　17,000円

③　交通費（鉄道乗車賃、乗船賃、航空賃）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　実費

２．特に手数を要するか又は甚だしく能率不良の貨物の検量については実費として、50,000 円以上を申し受けます。

◎日本穀物検定協会

（平成７年８月12日実施）

１．検量料金（１トンにつき）

港湾福利分担金１トンにつき40銭及び

労働安定基金１トンにつき35銭を含む

（１）撒穀飼類　（イ）トラックスケールによる場合 …… 150.85円

（ロ）ホッパースケールによる場合 …… 67.75円

但し吸揚機１基当りの時間当り公称能力（計量能力）

400トン以上の大型サイロについては …… 60.55円

とうもろこし、マイロ、大豆、各種麦、各種ペレット等

（２）撒揚袋詰穀飼類 …… 174.35円

とうもろこし、マイロ、大豆、各種麦、各種ペレット等

（３）元地袋入穀類 …… 227.65円

飼料原料用穀類（とうもろこし、マイロ、ミレット、各種麦等）

油脂原料用穀類（大豆、綿実、ゴマ等）

食品用穀類（大豆、コーヒー、ココア、落花生、小豆、各種麦等）

（４）元地袋入ふすま、魚粉等 …… 341.65円

ペレット類

ミール類（Feather meal, Ground Nuts meal, Soybean meal, Cobmeal, Fish meal, Fish scrap 等）（但し汚染貨物を除く）

糟糠類（Bran, Pollard 等）

澱粉類（Tapioca Starch, Potato Starch 等）

乳脂類（Milk 等）

２．割増料金

種別	内容	割増率
半　夜　作　業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の６割増
日曜日･祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増
冬　期　作　業	北海道地区において12月１日より翌年３月31日までの間に行う作業	基本料金の３割増

３．諸料金

（１）待機料金　（１口１時間につき）

昼間	3,035 円
半夜	4,721 円

（注）昼間とは、８時30分から16時30分までの間をいいます。
半夜とは、16時30分から21時30分までの間をいいます。

（２）検量証明書発行手数料

（イ）検量証明書　　３通まで　…… 無料
４通目から１枚につき　…… 312円

（ロ）検量明細書　　１枚につき　…… 312円

（３）検量申込者の要請により事業所所在地以外の地域に出張して検量を行った場合は基本料金のほかに次の料金を申し受けます。

（イ）出張料金

往復に要する日数　毎１日１口につき　…… 19,500円
ただし、出発及び帰着の日はそれぞれ　…… 9,800円
隣接地及び日帰地方出張の場合　毎１日１口につき　…… 9,800円

（ロ）宿泊料（日当を含む）１日につき　…… 17,000円

（ハ）交通費
- 乗車賃　片道100キロメートル未満　…… 普通料金
- 片道100キロメートル以上　…… グリーン料金又は１等料金特急、急行を使用した場合は、特急料金、急行料金を申し受けます。
- 乗船賃　…… グリーン料金又は１等料金
- 舟車賃　…… 実費

（４）能率不良貨物でトン数により難い場合は実費を申し受けます。

１人１日当り（実働７時間）　…… 50,000 円以上とします。
ただし、半日に満たない場合、又は小ロットの場合は１件につき25,000円申し受けます。

４．料金の計算方

（１）重量は1,000キログラムをもって１トンとし、容積は1.133立方米をもって１トンとみなします。

（２）基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、取扱数量等が類似した貨物がある場合には、当該貨物に適用される料金を、類似した貨物がない場合には委託者と協議の上、決定した料金をそれぞれ基本料金とします。

（３）割増料金が重複する場合には、基本料金表にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの料金を合算します。